

米子空港エコエアポート協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、米子空港内で活動を行う全ての事業者等（航空自衛隊美保基地を除く）が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(所掌業務)

第2条 本協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施に当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(構成)

第3条 本協議会の構成員は別表のとおりとする。

(会長及び事務局)

第4条 本協議会の代表者たる会長は、大阪航空局美保空港事務所長とする。

- 2 本協議会の事務局は、大阪航空局美保空港事務所に置く。

(協議会の運営)

第5条 本協議会の開催は、会長が定める。

- 2 本協議会に付議すべき議題は、提案書を予め提出し事務局が取りまとめる。
- 3 本協議会の議決は多数決による。

(作業部会の設置)

第6条 第3条の構成員の連携、意見調整を図るため作業部会を設置する。

- 2 同部会の構成は、別表の事務担当者とする。

(構成員の加入、退会)

第7条 本協議会設置目的遂行のための、新たな構成員の加入は本協議会の決議によって決定する。現構成員の退会もこれに準ずる。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、協議の上、決定する。

附則 この規約は、平成20年7月25日から施行する。

米子空港エコエアポート協議会構成員

No.	機 関 名	職 名
1	国土交通省大阪航空局美保空港事務所	所 長
2	広島入国管理局境港出張所	所 長
3	境港警察署空港派出所	所 長
4	全日本空輸(株)米子空港所	所 長
5	アジアナ航空(株)山陰支店	支 店 長
6	米子空港ビル(株)	代表取締役専務
7	国際航空給油(株)米子空港給油所	所 長